

文化振興計画づくりについての原稿

計画策定の契機

通知文から推測し、教育委員会が所管することから、そのロジックは教育行政、即ち、教育基本法→学校教育法・社会教育法、他を根拠とし、
習志野市の教育行政、特に社会教育行政の経過をふまえ
新しい令和の時代の展望を開く
文化振興計画、及び事業・実践計画として考えていく

習志野市文化振興計画策定の趣旨提案

社会教育行政を総括する背景・経過

S21年 文部次官通牒 寺中構想 戦後復興、青空公民館

S22年 教育基本法の制定

S25年 社会教育法制定→公民館・図書館・博物館等社会教育施設活動の規定→地方自治体の責務

→消防団、青年団、婦人会 → 生活改善運動 → 住民学習会

S35年 社会教育法一部改正、施設整備交付金・補助金制度

↓

(本市)、当初の社会教育行政樹立期は、←県の指導を受け、文化財調査・出前講座、初代課長は県から招聘、専任職員4

↓

急激な社会状況の変化に対応する、コミュニティの形成云々。(46答申)→施設社会教育主義(社会教育施設整備へ(公民館・図書館、博物館等の整備施策の推進)→本市初の菊田公民館設置→学級・講座活動推進、専任職員配備(館長、専任職員4、庶務、他2)

↓

56年の「社会教育について」の答申→社会教育の役割りとして、家庭教育、学校教育、社会教育等の「学社連携、生涯教育化体制」へ

↓

H4 生涯学習振興法、建議 → 生涯学習によるまちづくり→地域学習圏事業推進・市民カレッジ設置

↓

1998年 非営利事業・NPO法の整備→非営利活動の法的整備→社会教育関係団体活動の充実

↓

公益法人法改正 H16、20年施行 → 団体・組織の自立化促進→法人化へ→ 社会教育関

係団体の自立化へ

(地方自治体行政の変革と課題) H4～

地方分権推進 → ガバナンス改革 → 公共経営 → 民間協働・活用

↓

行政改革推進 → NPM推進 → 財政健全化 → 公会計改革推進

→ (現時点における本市における施策対応)

→ 公共施設再生計画→PFI事業化へ

(大久保地区施設再生計画)

→社会教育法(社会教育施設計画)に基づく施設事業を

→教育委員会(行政)による事業実施計画と

→施設統合等管理業務 → 民間委託化へ

を区分けし、

↓

大久保施設再生事業化(PFI事業)→SPC委託(市・業者・利用者団体による運営協議会設置)

↓

そして、今回の「文化振興推進計画」は、社会教育法に基づき築き上げてきた本市の社会教育の振興・事業の持続・発展へつなげるべく

→ 文化振興計画によるまちづくりを推進するものとし、→ まちづくりの活性化、地元産業振興、観光振興へ反映し、生涯学習効果を期待するものとした。

習志野市の社会教育行政の経過から

以上の状況の経過を背景に、習志野の社会教育態勢・経過は、つぎのとおりです。

S30年代 ～ 社会教育行政の樹立をめざした

藤崎・八剣台地(鷲沼1～2丁目菊田川沿い)の遺跡調査から→文化財行政の樹立へ(学芸員専任)→

そして、40年代、地域集会所、市民会館を拠点に「出前講座と社会教育専門職員」による社会教育体制づくりをスターとさせた。

S45の習志野のまちづくりの目標として「文教住宅都市憲章制定」され、

社会教育事業戦略として「**社会教育施設整備計画**」を策定。

→公民館、図書館、博物館の施設計画を作成。「社会教育委員会」を設置し、最初に菊田公民館を誘致・設置、学級・講座事業を展開。館長、専任職員4他2名

長期計画整備方針： **中学校区をエリアとした地区館構想**を表明し

公民館整備計画は、菊田公民館（46）→大久保公民館（48）（←市民会館）→屋敷公民館（）→実花公民館（）→袖ヶ浦公民館（56）→谷津公民館（57）→新習志野公民館（H4）

図書館は、大久保分室（市民会館）、菊田・袖ヶ浦分館、移動図書館ネット→本館大久保図書館（）

→東習志野図書館→新習志野図書館→谷津図書館→藤崎図書館

博物館は、藤崎掘込め貝塚・鷺沼古墳等の遺物・考古資料等の市民会館常設展示→漁具・、農機具等民具の谷津幼倉庫→資料等の一部、教育センター展示→博物館菊田神社付近構想、～鷺沼城址公園構想、教育委員会分室に資料室設置、保管庫設置

（昭和～平成）

さらに、これらを主計画とし、長期計画（昭和60年目標）として市域を4地域（西部、中央、東部、埋立地）に区域区分し、**次期長期基本計画**を定めていた。

この間、S53年には、習志野の文化の殿堂、シンボルとして「**習志野文化ホール**」、4つのコミセン、地区保健ヘルス・2つの福祉センター、などの整備を推進してきた

昭和年代末から平成当初には、**ほぼ地区計画を達成→地域構想へ移行移行へ**
そして、平成10年代～、

↓

社会の経済不況化の状況になり、長期・基本計画が見直され、行政改革時代へ、

↓

↓

現代的に40年の経過とともに公共諸施設の老朽化が進んでいる。

→財政健全化戦略として、地方分権→ガバナンス→公共経営・民間協働から

H20～「行政改革」→「公会計改革」→「公共施設再生プロジェクトの推進」←施設の統・廃合（施策の集中と選択）へ

→大久保施設再生統合計画→PFI事業→三者協議会（市・業者・利用者団体）

（内容）

既施設のリノベーション

図書館増床

市民会館、公民館の移転改築

公共諸施設の管理・運営の統合化

→社会教育法に基づく社会教育施設（図書館・公民館）は**本来業務(社会教育事業)**の樹立と

管理業務部分の民間委託化が検討された。

社会教育事業の点検から

「社会教育施設」

大久保公民館

- ・ 地区館の統合館としての役割、機能 ← H30 公民館運営審議会答申
事業活動(会議、講座、講演、イベント等)の調整、指導事務
専任職員の配備・職員研修の回復・推進
- ・ 統合施設の運営管理業務の委託→SPC
・ 施設等予約・貸出システムの導入、料金収納システムの開発

大久保図書館

→貸出業務の委託と本来業務(蔵書計画、資料アーカイブス、読書推進、調査・レファレンス)、地区館事業の指導調整を図る。

「他の公共施設」

市民会館

→運営・管理を委託

勤労会館、野球場、パークゴルフ場

→管理運営委託

「今後の公民館の運営・活動について」、

「今後の公民館の運営・活動について」は、公民館運営審議会に諮問し、答申として、「今後の大久保公民館は、他の地区館の統括的な役割を果たし、各館の事業計画・運営、そして事業活動にたずさわる「専門職員の配置・研修」「活動・運営等のリテラシー」の向上が、重要課題となる」、との答申を得ている。

さらに、公民館事業の方法改善策として

→学級・講座・講演 →公民館で →地域文化育成(歴史・文化・芸術、家庭教育等)、サークル団体、育成・支援

→地域集会・イベント →公民館で →地域コミュニティ形成の支援、地域団体への支援

→地区学習圏会議事業 →公民館で →地域の人材育成、支援

→市民カレッジ →行政(会場確保・学習内容・運営改善)で →法人化→リカレント教育・人材育成

→社会教育関係団体の支援(サークル・団体活動支援、運営指導→法人化)→行政、公民館で

→個人・法人格形成、支援、など

→リカレント教育の推進（教育機関・大学との連携） →環境教育・AI・ITC等、学習領域の拡充へ

図書館の改善

→図書貸出（システム業務）→民間委託

→資料・蔵書整備→郷土資料館との連携→全国博物館ネット

→読書活動推進←お話し会・学校図書館

→本来業務(アーカイブス、調査、レファレンス)体制の樹立へ←県・国、図書館ネットワークへ

博物館計画

計画は頓挫→郷土資料館構想の樹立へ（文化財、考古資料・市史編纂史料・民俗史料調査・研究） →全国歴史資料等ネットワーク

以上のような総括を前提にし、今後の構想、事業計画を展望することとする。

さらに事業活動の発展(公民館運営審議会、図書館利用者協議会、文化財審議会等の充実)、専任職員確保(社会教育主事、図書館司書、学芸員等)、職員研修体制を補完するなど。

施策化へのプロセス

→社会教育審議会→教育委員会、

→首長行政へ反映(財源依存)→「文化振興計画をまちづくりへの戦略化」へ

文化振興計画策定委託の課題

今後の課題の抽出へ

文化振興計画構想（主旨書）

文化振興計画体系（考え方→計画化→実施計画）

推進体制(5年、ローリング計画)

作業フローチャート作成

(追記)

そして、「委託仕様書」を作りでは、

的確業者の選定←業者リスト、教育研究機関等への照会

業者とのコンサル契約、協議、報告書、まとめ(評価)についての協定協議

行政過程

→社会教育審議会へ指針を提案

→答申へつなげ、

→教育委員会の指針・構想として認定

→首長部局へ報告→施策化へ

プロジェクト作業の工程表を提示

- ・文化振興計画策定方針 7月
- ・プロジェクト設置 7月
- ・業務委託(調査・研究・まとめ・報告書) 8月
- ・中間報告 3月
- ・調整

- ・報告 9月

*アンケートは、本市の**社会教育行政**に関わる領域・項目を調査いただき、

社会教育計画(教育行政)に基づき、

教育計画→施設計画(文化ホール再生、中央図書館、郷土資料館構想、他)提案

事業計画(社会教育課)

施設活用計画(市民、サークル・団体)

社会教育関係団体の自立化、等

音楽・美術等芸術分野、伝統文化・民俗、芸能、習慣等、多領域についての現状を把握し、今後の発展の礎とする。

文化振興計画は、以上のような作業経過を背景に

習志野市オリジナルなものとして構想するものとする。

中核となる社会教育行政は、習志野のまちづくりの主体である住民のリカレント教育・人材投資としての使命・作用を果たすものとする。

豊かな心の人格形成

おだやかな交流を育むコミュニティづくり

創造的な地域文化・芸術を醸成するまちづくり